

碩心館病院 個人情報保護に関する院内規程

(目的)

第1条 本規程は、碩心館病院（以下「当院」という）が取り扱う個人情報及び要配慮個人情報（以下「個人情報等」という）の適正な管理・保護を行い、患者及び職員等の権利利益を保護することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当院に勤務する全ての職員（常勤、非常勤、派遣職員、委託業者等を含む）に適用する。

(法令等の遵守)

第3条 当院は、個人情報の保護に関する法律、医療情報システムの安全管理に関するガイドライン及び関係法令・指針を遵守する。

(個人情報の定義)

第4条 本規程における個人情報とは、生存する個人に関する情報で、氏名、生年月日、診療情報、画像、検査結果、ID番号等、個人を識別できる情報をいう。

(管理体制)

第5条 当院は、個人情報保護管理責任者を設置し、個人情報の安全管理を統括する。

2 管理責任者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損等の防止に必要な措置を講じる。

(取得・利用)

第6条 個人情報は、適正かつ公正な手段で取得し、利用目的の範囲内でのみ利用する。

2 利用目的は院内掲示及びホームページにより公表する。

(安全管理措置)

第7条 当院は、以下の安全管理措置を講じる。

(1) 組織的安全管理措置：管理体制整備、規程整備、監査

(2) 人的安全管理措置：教育・研修、誓約書

(3) 物理的安全管理措置：入退室管理、施錠管理、盗難防止

(4) 技術的安全管理措置：ID 管理、パスワード管理、アクセス制御、ログ管理、ウイルス対策、暗号化

(職員の義務)

第8条 職員は、業務上知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。退職後も同様とする。

(委託先管理)

第9条 業務委託を行う場合は、個人情報保護体制を確認し、契約により守秘義務を課す。

(第三者提供)

第10条 法令に基づく場合を除き、本人の同意なく第三者に提供しない。

(事故対応)

第11条 個人情報漏えい等の事故発生時は、速やかに管理責任者へ報告し、原因究明、再発防止、関係機関への報告を行う。

(教育・研修)

第 12 条 当院は、全職員を対象に定期的な個人情報保護教育を実施する。

(規程の改廃)

第 13 条 本規程の改廃は、院内規程に基づき行う。

附則

本規程は、2022 年 6 月 1 日より施行する。